

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表18の項中「同法第87条の2」を「建築基準法第87条の4」に改め、同表19の項から36の項まで（24の項、25の項、29の項及び35の項を除く。）の規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表37の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表37の2の項とし、同表36の項の次に次のように加える。

37 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 31,000円
--	---------------

別表41の項を次のように改める。

41 建築基準法第48条第1項から第14項までのただし書の規定（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）に基づく用途地域における建築等の特例許可申請手数料	1件につき 180,000円
---	----------------

別表41の項の次に次のように加える。

41の2 建築基準法第48条第16項第1号の規定に基づく用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	1件につき 87,000円
41の3 建築基準法第48条第16項第2号の規定に基づく用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき 92,000円

別表43の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表44の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表54の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同表中54の4の項を54の5の項とし、54の3の項を54の4の項とし、54の2の項を54の3の項とし、54の項の次に次のように加える。

54の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	1件につき 195,000円
--	----------------

別表66の6の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表66の7の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表中66の8の項を66の10の項とし、66の7の項の次に次のように加える。

66の8 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料	1件につき 108,000円
66の9 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	1件につき 195,000円

別表88の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表37の項の改正規定、同項を同表37の2の項とし、同表36の項の次に1項を加える改正規定、同表54の項の改正規定及び同表中54の4の項を54の5の項とし、54の3の項を54の4の項とし、54の2の項を54の3の項とし、54の項の次に1項を加える改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
18 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する計画通知手数料（19の項の手数を除く。）	当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に <u>建築基準法第87条の4</u> に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数を加える。 ア～ケ 略	18 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する計画通知手数料（19の項の手数を除く。）	当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に <u>同法第87条の2</u> に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数を加える。 ア～ケ 略
19 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、改築し、若しくは移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に <u>建築基準法第87条の4</u> に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇	19 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、改築し、若しくは移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に <u>建築基準法第87条の2</u> に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、改築し、若しくは移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に関する計画通知手数料	降機 1 件について 2 2 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加える。	づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、改築し、若しくは移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）に関する計画通知手数料	降機 1 件について 2 2 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加える。
20 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する確認申請手数料又は同法第 1 8 条第 2 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する計画通知手数料（21 の項の手数料を除く。）	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積の合計に応じ、1 8 の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 件について 2 2 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加える。	20 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する確認申請手数料又は同法第 1 8 条第 2 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する計画通知手数料（21 の項の手数料を除く。）	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積の合計に応じ、1 8 の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 件について 2 2 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加える。
21 建築基準法第	当該計画の変更に係	21 建築基準法第	当該計画の変更に係

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する計画通知手数料</p>	<p>る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p>	<p>6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する計画通知手数料</p>	<p>る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p>
<p>22 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 9,600円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき</p>	<p>22 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 9,600円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知手数料（23の項の手数料を除く。）	4,300円	認申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知手数料（23の項の手数料を除く。）	4,300円
23 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 5,400円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 3,300円	23 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 5,400円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 3,300円
略	略	略	略
26 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する	当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降	26 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する	当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料（30の項の手数料を除く。）</p>	<p>機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略</p>	<p>る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料（30の項の手数料を除く。）</p>	<p>機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略</p>
<p>27 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料（31の項の手数料を除く。）</p>	<p>当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、26の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p>	<p>27 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料（31の項の手数料を除く。）</p>	<p>当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、26の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p>
<p>28 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する完了検査申請手数料又は同法第87条</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,600円</p>	<p>28 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する完了検査申請手数料又は同法第87条</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,600円</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の設置に関する工事完了通知手数料（32の項の手数料を除く。）</p>		<p>の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の設置に関する工事完了通知手数料（32の項の手数料を除く。）</p>	
略	略	略	略
<p>30 中間検査（建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査をいう。以下同じ。）を受けた建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料</p>	<p>当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略</p>	<p>30 中間検査（建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査をいう。以下同じ。）を受けた建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく新築、増築、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料</p>	<p>当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略</p>
<p>31 中間検査を受けた建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基</p>	<p>当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計</p>	<p>31 中間検査を受けた建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基</p>	<p>当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>づく同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料</p>	<p>に応じ、30の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数を加える。</p>	<p>づく同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料</p>	<p>に応じ、30の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数を加える。</p>
<p>32 中間検査を受けた建築設備に係る建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく設置に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築設備に係る同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,400円</p>	<p>32 中間検査を受けた建築設備に係る建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく設置に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築設備に係る同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,400円</p>
<p>33 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は</p>	<p>当該申請又は通知に係る中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は</p>	<p>33 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は</p>	<p>当該申請又は通知に係る中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
同法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について34の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略	同法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について34の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略
34 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第19項の規定に基づく建築設備の設置に関する特定工程工事終了通知手数料	ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1件につき 12,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,300円 ウ ア及びイに掲げる建築設備以外の建築設備 1件につき 12,000円	34 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する中間検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第19項の規定に基づく建築設備の設置に関する特定工程工事終了通知手数料	ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1件につき 12,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,300円 ウ ア及びイに掲げる建築設備以外の建築設備 1件につき 12,000円
略	略	略	略
36 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の	1件につき 126,000円	36 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の	1件につき 126,000円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	
<u>37 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u>	1件につき 31,000円		
<u>37の2 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</u>	1件につき 36,000円	<u>37 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料</u>	1件につき 36,000円
略	略	略	略
<u>41 建築基準法第48条第1項から第14項までのただし書の規定（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）に基づく用途地域における建築等の特例許可申請手数料</u>	1件につき 180,000円	<u>41 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第</u>	1件につき 180,000円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
		2項において準用 する場合を含む。)の 規定に基づく用途地 域における建築等許 可申請手数料	
<u>41の2 建築基準 法第48条第16 項第1号の規定に 基づく用途地域に おける増築、改築 又は移転の特例許 可申請手数料</u>	1件につき 87,0 00円		
<u>41の3 建築基準 法第48条第16 項第2号の規定に 基づく用途地域に おける建築の特例 許可申請手数料</u>	1件につき 92,0 00円		
略	略	略	略
<u>43の2 建築基準 法第53条第4項 又は第5項の規定 に基づく建築物の 建蔽率の特例許可 申請手数料</u>	1件につき 36,0 00円	<u>43の2 建築基準 法第53条第4項 の規定に基づく建 築物の建蔽率の特 例許可申請手数料</u>	1件につき 36,0 00円
<u>44 建築基準法第 53条第6項第3 号の規定に基づく 建築物の建蔽率に 関する制限の適用 除外に係る許可申 請手数料</u>	1件につき 36,0 00円	<u>44 建築基準法第 53条第5項第3 号の規定に基づく 建築物の建蔽率に 関する制限の適用 除外に係る許可申 請手数料</u>	1件につき 36,0 00円
略	略	略	略
<u>54 建築基準法第 85条第5項の規</u>	1件につき 108, 000円	<u>54 建築基準法第 85条第5項の規</u>	1件につき 108, 000円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
定に基づく <u>仮設興行場等</u> の建築許可申請手数料		定に基づく <u>仮設建築物</u> の建築許可申請手数料	
<u>54の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料</u>	1件につき 195,000円		
<u>54の3</u> 略	略	<u>54の2</u> 略	略
<u>54の4</u> 略	略	<u>54の3</u> 略	略
<u>54の5</u> 略	略	<u>54の4</u> 略	略
略	略	略	略
<u>66の6 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料</u>	1件につき 28,000円	<u>66の6 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料</u>	1件につき 28,000円
<u>66の7 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分け	1件につき 28,000円	<u>66の7 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する</u>	1件につき 28,000円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
て工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定申請手数料		認定申請手数料	
<u>66の8 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料</u>	<u>1件につき 108,000円</u>		
<u>66の9 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料</u>	<u>1件につき 195,000円</u>		
<u>66の10 略</u>	略	<u>66の8 略</u>	略
略	略	略	略
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を新築しようとする場合）	1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、アの（1）、イ	88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を新築しようとする場合）	1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、アの（1）、イ

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>の(1)又はウの(1)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額。以下同じ。)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア～ウ 略</p>		<p>の(1)又はウの(1)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額。以下同じ。)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア～ウ 略</p>
略	略	略	略
備考 略		備考 略	